

(エ) 論文要旨

論 文 要 旨

申請者氏名 石橋 早苗

申請学位 博士 (安全保障)

主論文題目 日本陸軍の軍事司法制度の全体像 ～「指揮・統制」と「公正性・人権」の視点から～

主論文要旨 [邦文は4,000字以内
外国語は2,000語以内]

本論文は、軍事司法制度には一般的に、「指揮・統制への寄与」と「公正性の担保・人権の擁護」と

いう、場合によっては両立することが難しい2つの要素が組み込まれているとの視点に立ち、日本

陸軍の軍事司法制度(以下、陸軍軍事司法制度という)の全体像を明らかにしようとするものである。

陸軍軍事司法制度は、陸軍刑法と軍事裁判制度(軍法会議)を中核とし、捜査や逮捕に任ずる憲兵、

受刑者を収容する陸軍刑務所から構成されていた。また、単に制度を静的に分析するだけでなく、

平時および戦時における制度の運用実態に迫ることを試みた。建軍と同時に発足した陸軍軍事司法

制度は、当初から一貫して「指揮・統制への寄与」の要素が強かった。しかし、裁判官の一員に法律

の専門家である法務官を加えたことに象徴される「公正性の担保」、欠席裁判の禁止や弁護人制度

など、「人権の擁護」の要素も制度化され、両者が併存する時期が訪れた。このような制度の在り方

を、同じ1920年代における米国陸軍の軍事司法制度と比較すると、制度的な差異はあるものの、上記

2つの要素が併存している点は極めて類似していた。制度の運用実態については、平時においては、

「指揮・統制」面は前面に出ることは少なかった。戦時になると制度設計に従って「指揮・統制」が

優位となった。さらに、戦争の長期化・泥沼化とともに、陸軍軍事司法制度の機能不全が見られた。